

様式第 7（第 4 条関係）（平11通産令132・全改、平31経産令49・令元経産令17・令 2 経産令14・
一部改正）

【書類名】 写真

〔備考〕

- 1 写真は、意匠登録を受けようとする意匠を現した画像以外に他のものの入らないものとする。
- 2 写真は、折つてはならない。
- 3 用紙は、日本産業規格 A 列 4 番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとする。
- 4 その他は、様式第 6 の備考 2、3、6、8 から13まで、15及び19から26までと同様とする。